

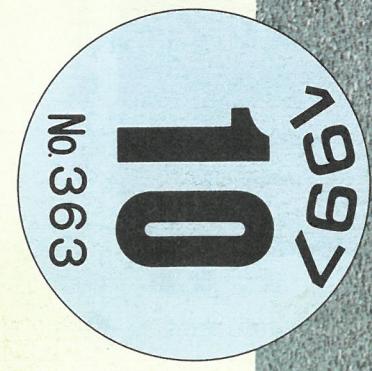


広報  
(アブロウ)  
(ボウ)



## 朝の光をあびて高原を駆けぬける

5回目を迎えた「芸北ジュニアローラースキー大会」が、8月20日  
早朝に、荒神原木下農道一帯特設コースで行われました。  
小学校4年生から高校生まで、60人を超える選手が参加して健脚を  
競いました。



No.363

# '97 成人式おめでとう



## 芸北町成人式 四十五人大人の仲間入り

去る八月十四日（木）、芸北町文化ホールで芸北町成人式を芸北町教育委員会の主催で行いました。芸北町では、恒例のお盆の成人式ということで、二十七人の成人者の参加がありました。今年度は、一九七六（昭和五十一）年四月二日から一九七七（昭和五十二）年四月一日生まれの方の成人式でした。

成人者を代表して小川綾さんと吉田勇君が、成人としての抱負を語ってくれました。二十歳とは思えないほどのしつかりとした考え方を聞いて、頼もしく感じました。例年どおり町木「ブナ」の苗木を記念品として持ち帰られました。これから的人生のますますのご発展を祈っております。



▶ 記念品の目録を受け取る  
岡本千栄さん



▲ みんなで カンパーアイ



▲ フォゴットとオーボエのコンサート



成人代表で意見発表をする吉田 勇さん（上）と小川 綾さん（下）



▲ 最後にみんなで



▲ 楽しいパーティでした



## 健康づくり一筋 33年間



今年六月をもって町体育指導員を退任された荒神原の岡田保郎さんは、昭和二十九年から三十三年間にわたり町民の健康づくりに尽力されました。

スキーや剣道など運動好きの岡田さんは、「戦後間もなく雄鹿原村の体協役員を受けたことから今まで続けてきました。その人に似合った毎日続ける出来る運動をすることが健康づくりの秘訣じゃないかといつも心掛けっていました」と話してくださいました。本当に長い間ごくろうさまでした。

## 厚生大臣表彰を受賞



大前さんは昭和四十六年に民生委員に就任、現在まで二十六年にわたり行政と住民とのパイプ役として、社会福祉の増進に貢献してきました。昭和六十一年からは、町民生委員児童委員協議会総務として会の発展に努められ、平成七年からは山県郡同協議会の副会長としても活躍されています。

米沢の大前幸雄さんが、平成九年五月二日に厚生大臣から民生委員表彰を受けられ、八月五日の定例会で増田町長から表彰状が授与されました。

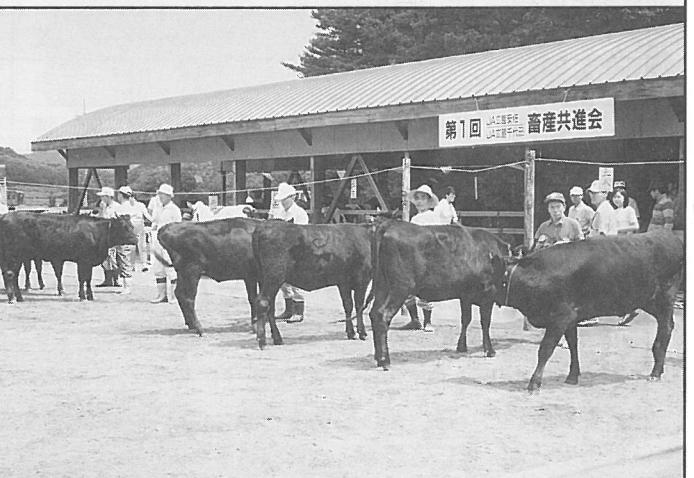
## おばあちゃん がんばれ！



八月二十七日、B&G海洋センターで芸北町老人スポーツ大会が開催されました。これは、老人クラブ連合会が主催して毎年行っているもので、今年で二十三回目を迎えます。

この日は、町内十地区的老人会員三百七十人余りが四チームに分かれて十二の競技に臨み、さつきが丘・めぐみ・美雲保育所の園児も一緒に参加しての競技もあり、おじいちゃんおばあちゃんも、子どもたちも楽しそうにプレーしました。

## 手塩にかけて育てました



八月二十六日、芸北町集畜場で第一回JA広島安佐・JA広島千代田畜産共進会が行われました。

昨年までは農協管内と山県郡内は別々に行っていましたが、今年は両農協管内として一本化されました。

この日は、和牛・乳牛あわせて四十七頭が出品され、本町からも十五頭が参加しました。

厳正な審査の結果、優秀な成績の牛たちは、十月に行われる、県畜産共進会に参加します。

八月二十六日、芸北町集畜場で第一回JA広島安佐・JA広島千代田畜産共進会が行われました。

# どうぞよろしくお願ひします

芸北町教育委員会が委嘱している社会教育委員、文化財保護審議会委員、公民館運営審議会委員、体育指導委員の任期がそれぞれ満了し、新しく次の方々が選任されました。  
任期はいずれも平成9年6月30日から平成11年6月29日までです。

## 《芸北町社会教育委員》

委員氏名	住 所	
尾田由紀子	千代田町	小学校長代表
川本 直昭	戸河内町	芸北中学校長
番本 正和	川小田	芸北分校長
河野 敬子	細 見	女性会長
沖田 浩二	土 橋	青年連合会長
岩田 積	西八幡原	PTA連合会長
清見 善憲	溝 口	学識経験者
山元 春市	細 見	〃
安達 久雄	南門原	〃
山田三津枝	奥中原	〃
松田 実	川小田	〃
藤堂 修壯	小 原	〃

## 《芸北町公民館運営審議会委員》

委員氏名	住 所	
尾田由紀子	千代田町	小学校長代表
川本 直昭	戸河内町	芸北中学校長
河野 敬子	細 見	女性会長
沖田 浩二	土 橋	青年連合会長
清見 善憲	溝 口	学識経験者
山元 春市	細 見	〃
安達 久雄	南門原	〃
山田三津枝	奥中原	〃
岩田 積	西八幡原	〃

## 《芸北町体育指導委員》

委員氏名	住 所
下 杉 美 智	溝 口
吉 川 陽 典	中 祖
上 新 いつ子	荒神原
岡 本 照 江	苅屋形
田 中 照 子	細 見
高 木 茂	東八幡原
勝 田 圭 吾	奥中原
上 本 敏 博	大 暮

## みなさんご苦労さまでした

任期満了により次の方々が、それぞれの委員を退任されました。

### 【退任社会教育委員】

氏 名	在任期間(H9.6.29まで)
芥川 善弘	H 7.6.30～ [2年間]
片桐 守	H 5.6.30～ [4年間]
壽老長吉郎	H 7.6.30～ [2年間]
有田 尚子	H 7.6.30～ [2年間]
河野 一郎	S58.5.29～ [14年間]

### 【退任公民館運営審議会委員】

氏 名	在任期間(H9.6.29まで)
芥川 善弘	H 7.6.30～ [2年間]
片桐 守	H 5.6.30～ [4年間]
楨原 良作	S58.5.29～ [14年間]
斎藤 義明	H 5.6.30～ [4年間]
政木 和伸	S56.5.29～ [16年間]
政木 仙子	H 1.6.30～ [8年間]
村竹 百美	H 1.6.30～ [8年間]
石橋 清子	H 1.6.30～ [8年間]

### 【退任体育指導委員】

氏 名	在任期間(H9.6.29まで)
岡田 保郎	S39.6.1～ [33年間]
橋本 正徳	S54.5.18～ [18年間]
池田 義行	S58.5.29～ [14年間]

## 農協(計画出荷米)以外へ販売されるお米は届け出を!

平成7年11月1日から、食糧管理法に代わり食糧法が施行されました。この新しい制度では、生産されたお米を「計画出荷米」として農協に出荷されるもの以外に、消費者に直接販売される場合や、お米の販売店等に販売を計画されている場合には、あらかじめ農林水産大臣に「届出」をして頂くこととなっています。

販売を計画されている方は、お手数をおかけしますが、芸北町役場産業課に常置してある届出書に必要事項を記入・押印して、検査官・広島食糧事務所広島北支所又は芸北町役場産業課に提出して頂きますようお願いします。(何らご迷惑をおかけすることはありません。)

また、こうしたお米についても検査を行っていますので、お米に関する事は、お気軽に食糧事務所へお問い合わせください。

## いこますよ! 備蓄米くたくわえくん

平成5年産米の大凶作を覚えていますか。あの時のみなさんの声により、お米の備蓄制度を考えました。テレビCMでおなじみの「たくわえくん」とは、備蓄のため低温貯蔵された政府米で作られた精米の愛称です。お店では「広島県指定標準米」という名称で売られています。

このお米は、玄米のまま夏でも15度以下、湿度70~80%に保った低温倉庫で保管していますから、「たくわえくん」のおいしさは新米とかわりませんし、価格もお手頃になっています。

一年間倉庫で保管後、みなさんに食べてもらうことにより「たくわえくん」の交代がスムーズに行われ、不作に備えています。

どうかお店で「広島県指定標準米」とご指名のうえ、お試しください。

◎ お問い合わせは .....

農林水産省広島食糧事務所広島北支所

〒731-02 広島市安佐北区可部2-6-15

TEL (082)815-0711

FAX (082)815-0712

# 「いのち」のシリーズ

同和対策審議会答申と同和対策関連法

「答申」は今も生きつづけている（）

芸北町教育委員会

No. 16

同和問題の解決は焦眉の急を要するものであり、いたずらに日を重ねることは許されない状態にある。

その早急な解決こそ國の責務であり、同時に國民的課題である。

一九四六年（昭和二十一年）、「日本國憲法」が公布されました。その第一四条には、

すべて國民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、經濟的、または社會的關係において差別されない。

化しました。

しかし、憲法に書いてあれば

行進隊を迎えた中央集会（一九六六年九月十二日）

差別はなくなるというものではありません。その後も惡質な差別は後を絶ちませんでした。前々号で紹介したオール・ロマンス事件（一九五一年）をきつかけに、部落差別は行政の責任によつて改善されなかぎり、問題の根本解決にはならないことが確認され、行政闘争は全国に広がつていきました。

こうした中で、一九五八年（昭和三十三年）から部落解放の国策樹立を求める全国的な運動が始まり、これらによって一九六〇年（昭和三十五年）、法律に基づいて同和対策審議会が設置され、さらに解放団体や各地方自治体、民主団体による運動のうねりは高まり、一九六五年（昭和四十一年）に「同和憲法」とまでいわれた「同和対策審議会答申（以下同和対策審答申）」に結実していました。

同和問題を考えるときに、このところは特に大切です。それまで、「日本には部落問題など無い」とか「あつても、それは部落の人の問題である」とかのように考えられがちでした。今でもその傾向は完全に払拭されていません。

しかし同和対策答申において、国は、「同和問題は緊急的課題である」とした上で、「同和問題は、行政の責任において解決すべきであり、また國民全員の課題である」とはつきりと宣言したのです。

さらに同和対策答申は、同和問題を次のように定義しました。

いわゆる同和問題とは、日本国民の一部が、いちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないこと、もっとも深刻にして重大な社会問題である。

この「答申」を受けて、一九六九年（昭和四十四年）から、具体的な施設のための法律が制定されました。

（一）同和対策事業特別措置法（十三年間）  
（二）地域改善対策特別措置法（五年間）  
（三）地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置法（十年間）

（四）同和対策事業特別措置法（五年間）

このようにして、今春まで二十八年間にわたって、同和対策事業は「特別対策」として積極的に推進されてきたのです。

「特別対策」には、この他にも「過疎地域活性化特別措置法」「老人保健法」「被爆者援護法」など私たちの生活に深く関わるもののがたくさんあり、「一般対策」は、国が自らの責任であることは、国が自らの責任であることを認めた姿勢の現れです。

今後、部落差別の完全解放をめざして、「部落解放基本法」の制定に向けて前進していく必要があります。

部落以上は、未だに事業は手つかずのまま放置されていることを厳粛に受け止めなければなりません。

島県内八十六市町村の内、現在二十七町村が基本法制定に向けて「部落差別撤廃条例」を制定してきます。芸北町においては、この条例を制定するところまでにはなっていませんが、昨年六月二十八日「人権尊重の町芸北町宣言」が議会採択されたのも、このような一連の動きに呼応した施策といえます。

（五）居住及び移転の自由

（四）結婚の自由

（三）就業の機会均等を保障さ

れる権利

（二）職業選択の自由

（一）教育の機会均等を保障さ

れる権利

た事業の一部を向こう五年間だけ認め、残りの事業は一般行政に移行することに國は決めました。そして、今後の同和問題の施設として、昨年十二月「人権擁護施設推進法」を成立させ、これも五年間の期限をつけて、人権啓発や人権侵害による被害者救済など検討していく内容となっています。

法律より大幅に後退したものになってしまいます。

（四）就業の機会均等を保

障されないない」、だから「早急に保障していく」ことが、「差別解消への方向である」としました。

この「答申」を受けて、一九六九年（昭和四十四年）から、具体的な施設のための法律が制定されました。

（一）同和対策事業特別措置法（十三年間）  
（二）地域改善対策特別措置法（五年間）  
（三）地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置法（十年間）

（四）同和対策事業特別措置法（五年間）

このようにして、今春まで二

十八年間にわたって、同和対策

事業は「特別対策」として積極

に推進されてきたのです。

「特別対策」には、この他に

も「過疎地域活性化特別措置法」「老人保健法」「被爆者援護法」など私たちの生活に深く関わるもののがたくさんあります。

「一般対策」は、国が自らの責任であることは、国が自らの責任であることを認めた姿勢の現れです。

それにもかかわらず、これまで二十八年間「法律」によつて

切りになり、今まで実施してき

たのでした。

「同和対策審答申」には

次のように書かれま

した。

ここに言う「何人にも保障さ

れている市民的権利」とは、

（一）職業選択の自由

（二）教育の機会均等を保障さ

れる権利

（三）居住及び移転の自由

（四）結婚の自由

（五）就業の機会均等を保

障されないない」、だから「早

急に保障していく」ことが、「差別解消への方向である」と

しました。

この「答申」を受けて、一九六九年（昭和四十四年）から、具体的な施設のための法律が制定されました。

（一）同和対策事業特別措置法（十三年間）  
（二）地域改善対策特別措置法（五年間）  
（三）地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置法（十年間）

（四）同和対策事業特別措置法（五年間）

このようにして、今春まで二

十八年間にわたって、同和対策

事業は「特別対策」として積極

に推進されてきたのです。

「特別対策」には、この他に

も「過疎地域活性化特別措置法」「老人保健法」「被爆者援護法」など私たちの生活に深く関わるもののがたくさんあります。

「一般対策」は、国が自らの責任であることは、国が自らの責任であることを認めた姿勢の現れです。

それにもかかわらず、これまで二十八年間「法律」によつて

切りになり、今まで実施してき

たのでした。

「同和対策審答申」には

次のように書かれま

した。

ここに言う「何人にも保障さ

れている市民的権利」とは、

（一）職業選択の自由

（二）教育の機会均等を保障さ

れる権利

（三）居住及び移転の自由

（四）結婚の自由

（五）就業の機会均等を保

障されないない」、だから「早

急に保障していく」ことが、「差別解消への方向である」と

しました。

この「答申」を受けて、一九六九年（昭和四十四年）から、具体的な施設のための法律が制定されました。

（一）同和対策事業特別措置法（十三年間）  
（二）地域改善対策特別措置法（五年間）  
（三）地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置法（十年間）

（四）同和対策事業特別措置法（五年間）

このようにして、今春まで二

十八年間にわたって、同和対策

事業は「特別対策」として積極

に推進されてきたのです。

「特別対策」には、この他に

も「過疎地域活性化特別措置法」「老人保健法」「被爆者援護法」など私たちの生活に深く関わるもののがたくさんあります。

「一般対策」は、国が自らの責任であることは、国が自らの責任であることを認めた姿勢の現れです。

それにもかかわらず、これまで二十八年間「法律」によつて

切りになり、今まで実施してき

たのでした。

「同和対策審答申」には

次のように書かれま

した。

ここに言う「何人にも保障さ

れている市民的権利」とは、

（一）職業選択の自由

（二）教育の機会均等を保障さ

れる権利

（三）居住及び移転の自由

（四）結婚の自由

（五）就業の機会均等を保

障されないない」、だから「早

急に保障していく」ことが、「差別解消への方向である」と

しました。

この「答申」を受けて、一九六九年（昭和四十四年）から、具体的な施設のための法律が制定されました。

（一）同和対策事業特別措置法（十三年間）  
（二）地域改善対策特別措置法（五年間）  
（三）地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置法（十年間）

（四）同和対策事業特別措置法（五年間）

このようにして、今春まで二

十八年間にわたって、同和対策

事業は「特別対策」として積極

に推進されてきたのです。

「特別対策」には、この他に

も「過疎地域活性化特別措置法」「老人保健法」「被爆者援護法」など私たちの生活に深く関わるもののがたくさんあります。

「一般対策」は、国が自らの責任であることは、国が自らの責任であることを認めた姿勢の現れです。

それにもかかわらず、これまで二十八年間「法律」によつて

切りになり、今まで実施してき

たのでした。

「同和対策審答申」には

次のように書かれま

した。

ここに言う「何人にも保障さ

れている市民的権利」とは、

（一）職業選択の自由

（二）教育の機会均等を保障さ

れる権利

（三）居住及び移転の自由

（四）結婚の自由

（五）就業の機会均等を保

障されないない」、だから「早

急に保障していく」ことが、「差別解消への方向である」と

しました。

この「答申」を受けて、一九六九年（昭和四十四年）から、具体的な施設のための法律が制定されました。

（一）同和対策事業特別措置法（十三年間）  
（二）地域改善対策特別措置法（五年間）  
（三）地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置法（十年間）

（四）同和対策事業特別措置法（五年間）

このようにして、今春まで二

十八年間にわたって、同和対策

事業は「特別対策」として積極

に推進されてきたのです。

「特別対策」には、この他に

も「過疎地域活性化特別措置法」「老人保健法」「被爆者援護法」など私たちの生活に深く関わるもののがたくさんあります。

「一般対策」は、国が自らの責任であることは、国が自らの責任であることを認めた姿勢の現れです。

それにもかかわらず、これまで二十八年間「法律」によつて

切りになり、今まで実施してき

たのでした。

「同和対策審答申」には

次のように書かれま

した。

ここに言う「何人にも保障さ

れている市民的権利」とは、

（一）職業選択の自由

（二）教育の機会均等を保障さ

れる権利

（三）居住及び移転の自由

（四）結婚の自由

（五）就業の機会均等を保

障されないない」、だから「早

急に保障していく」ことが、「差別解消への方向である」と

しました。

この「答申」を受けて、一九六九年（昭和四十四年）から、具体的な施設のための法律が制定されました。

（一）同和対策事業特別措置法（十三年間）  
（二）地域改善対策特別措置法（五年間）  
（三）地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置法（十年間）

（四）同和対策事業特別措置法（五年間）

このようにして、今春まで二

十八年間にわたって、同和対策

事業は「特別対策」として積極

に推進されてきたのです。

「特別対策」には、この他に

も「過疎地域活性化特別措置法」「老人保健法」「被爆者援護法」など私たちの生活に深く関わるもののがたくさんあります。

「一般対策」は、国が自らの責任であることは、国が自らの責任であることを認めた姿勢の現れです。

それにもかかわらず、これまで二十八年間「法律」によつて

切りになり、今まで実施してき

たのでした。

「同和対策審答申」には

次のように書かれま

した。

ここに言う「何人にも保障さ

れている市民的権利」とは、

（一）職業選択の自由

（二）教育の機会均等を保障さ

れる権利

（三）居住及び移転の自由

（四）結婚の自由

（五）就業の機会均等を保

障されないない」、だから「早

急に保障していく」ことが、「差別解消への方向である」と

しました。

この「答申」を受けて、一九六九年（昭和四十四年）から、具体的な施設のための法律が制定されました。

（一）同和対策事業特別措置法（十三年間）  
（二）地域改善対策特別措置法（五年間）  
（三）地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置法（十年間）

（四）同和対策事業特別措置法（五年間）

このようにして、今春まで二

十八年間にわたって、同和対策

事業は「特別対策」として積極

に推進されてきたのです。

「特別対策」には、この他に

も「過疎地域活性化特別措置法」「老人保健法」「被爆者援護法」など私たちの生活に深く関わるもののがたくさんあります。

「一般対策」は、国が自らの責任であることは、国が自らの責任であることを認めた姿勢の現れです。

それにもかかわらず、これまで二十八年間「法律」によつて

切りになり、今まで実施してき

たのでした。

「同和対策審答申」には

次のように書かれま



## 健康と福祉の窓



### 目・の・愛・護・デ・ー

(10月10日は目の愛護デーです。誰にでもやってくる目の老化＝老眼について紹介します。)

#### \*老視(老眼)について

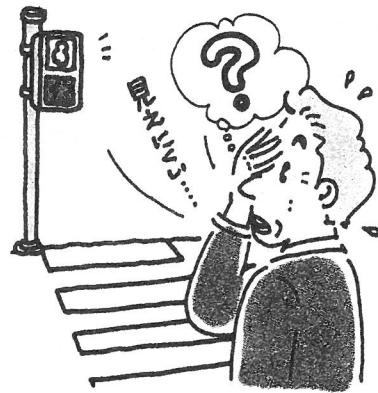
加齢による老化には逆らえず、40歳を過ぎる頃から、目も老化してきます。

40歳が老眼年齢といわれるのは25cm（本を読むくらい）の距離から物を見るだけの調節力がなくなる時期だからです。



老眼になつたらどうするか………

老眼鏡をかけることによって、老眼がすすむということはありません。生活に困るようになつたら、すぐに自分にあったメガネをかける方が、肩こりや頭痛にならなくていいです。



〔老眼かと思ったら、目の病気のこと。老人性白内障と緑内障が代表的な「目の成人病」。おかしいと思ったら早めに医師に相談を。〕

### ●なかよしクラブ情報



夏休み中ということで、高校生の方が子守りボランティアとして参加されました。

ありがとうございました。

今回のなかよしクラブでは、おかあさん・おばあさんによる「たのしいクッキング」と歯科保健センターによる「おやつの話し」がありました。

メニューはサンドイッチ・鳥の唐揚げ・さつまいもとカボチャの素揚げ・スープとスペティサラダとフローズンヨーグルトでした。「こんなに沢山？！」と思うような量でしたが、お皿の上の料理は見事に無くなりました。

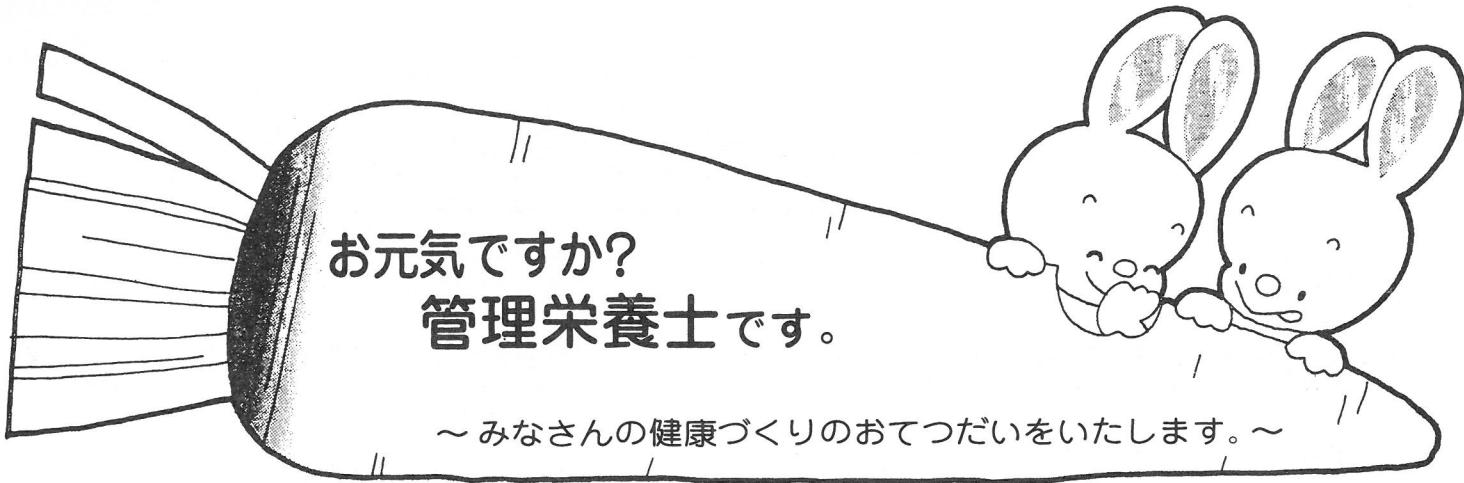
次回は、10月に講師をおよびして、「子供の発達について」のお話しや育児相談会を行います。



#### \*10月10日 町民あるけあるけ大会

昨年は、八幡・臥竜山麓コースを270名がウォーキングしました。

今年は中野北部地区のコースを予定しています。どうぞご家族でご参加下さい。「歩くこと」で血液の流れが良くなったり、酸素を体にとりこむ能力が高まり、持久力や体力のアップにつながります。

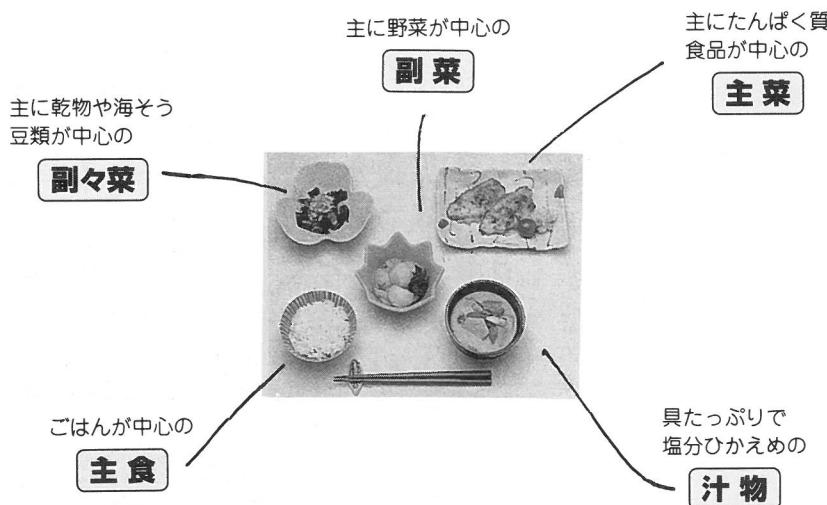


## 10月は「食生活改善普及月間」です。

昭和56年以降、30~80歳までの死因はがんがトップを占めています。以前、がんは「予防も治療もむずかしく、かかったらあきらめる病気」でしたが、「正しい知識と実行力があれば予防も治癒も不可能ではない病気」になってきました。最近では生活習慣、とりわけ食生活に気をつけることで、がんの8割は抑制できると考えられています。

数年前から、日本型食事は「世界で最も健康にいい食事」と注目されています。が、一つ欠点は、塩分摂取量が多いということです。アメリカと比較すると、日本では胃がんの死亡率がかなり高いということですが、食塩のとりすぎは胃の粘膜に作用して胃がんの原因になっているそうです。がんの発病までには20~30年かかるといわれています。毎日の積み重ねでがんを予防しましょう。

### ～「がんに強い体」を作る 日本型食事の献立例～



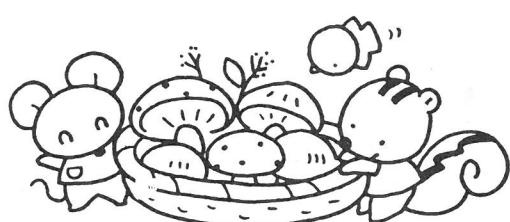
※ご連絡いただければ、おうちの方へもおうかがいいたします。

ご相談・お問い合わせは **☎5-0230**

〈栄養士：奥田まで〉いつでもどうぞ。

### がんを防ぐための12カ条

- ① いろいろ豊かな食卓にして  
バランスのとれた栄養をとる
  - ② ワンパターンではありませんか?  
毎日、変化のある食生活を
  - ③ おいしいものも適量に  
食べすぎをさけ、脂肪はひかえめに
  - ④ 健康的に楽しみましょう  
お酒はほどほどに
  - ⑤ たばこはなるべくやめる  
特に、新しく吸いはじめないように
  - ⑥ 緑黄色野菜をたっぷり  
食べものから適量のビタミンと、繊維質のものを多くとる
  - ⑦ 胃や食道をいたわって  
塩辛いものは少なめに、あまり熱いものはさまでから
  - ⑧ 突然変異を引きおこします  
焦げた部分はさける
  - ⑨ 食べる前にチェックして  
かびの生えたものに注意
  - ⑩ 太陽はいたずら者です  
日光に当たりすぎない
  - ⑪ いい汗、流しましょう  
適度にスポーツをする
  - ⑫ 気分もさわやか  
体を清潔に
- ※(財)がん研究振興財団発行「がんを防ぐための12カ条」(国立がんセンター監修)



# 「こちら在宅介護支援センターです。」



でんわ 5-0670

## 今月はおとしよりの入浴についてです

入浴は身体をあたため筋肉の緊張をほぐし、全身の血液の循環をよくします。そして、肩こりや疲労を回復させ、気分をリラックスさせて深い眠りをもたらします。また、皮膚の汚れをとるので、床ずれの予防にもつながります。

入浴には多くの効果があるので、週1・2回はしたいのですが、おとしよりにとって、心身の負担もあり、また浴室や浴槽内はすべりやすく転倒する危険も多いので、十分な注意が必要です。

また、介護をする人にとっても入浴の介護は準備から後片づけまで含めると負担は大きいものがあります。とても自分にはできないとあきらめてしまいがちですが、踏み台やイス、てすりなどを上手に使い、浴室の環境を整えることで、負担を軽くすることができ、おとしよりも楽に、安全に入浴することができます。

### 〈入浴の前に注意しておこう〉

入浴前には、顔色、体温、脈拍、血圧などに注意をはらいましょう。イスや滑り止めマットなどをセットし、着替え、タオルなどは一か所にまとめておくと便利です。入浴後には、お茶などを飲んで水分を補給しましょう。

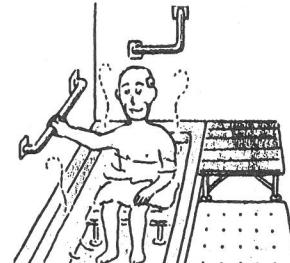
また、冬場は湯冷めしないように室温にも気をつけましょう。



1 手すりを持ってお尻を回転させ、足を湯ぶねの中へ入れる。



2 沈めてある浴槽台に足をおく。



3 ゆっくり体を沈める。

### 〈入浴できないときもさっぱり、清潔〉

体調をくずして入浴できない場合や入浴の機会が少ない場合には、清拭や部分浴などで清潔を保ちます。

●**清拭**／熱いおしぶりやタオルを使って、皮膚の汚れをとり、身体のマッサージをします。全身を一度でふくのは時間もかかり、お互いに疲れるので、回数を多くして、部分的に行うのも効果的です。

●**部分浴**／手、足、陰部など汚れやすい部分は、湯につけて洗うことで、入浴に近い爽快感を得ることができます。



### 「ふれあいサロン」情報です！

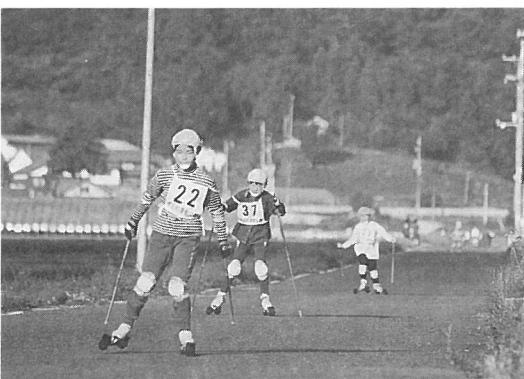
役場美和支所の集会室を会場にしておとしよりの集いの場が毎週月曜日に開かれています。最近、建物の裏側の広場を花壇にしましたが、参加者が皆で植えた花がきれいに咲きました。がんばって花壇にしたかいがありましたね。



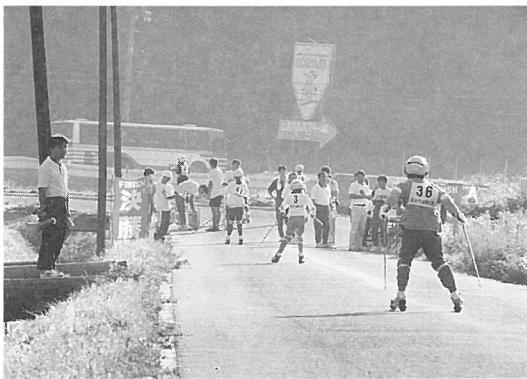


芸北町民文化ホール TEL 5-10070

## 芸北ジュニアローラースキー大会開催される



第五回芸北ジュニアローラースキー大会が八月二十日(水)に荒神原一帯コースで開催されました。開会式が午前六時という早朝にもかかわらず、保護者の皆さんや大会運営役員など多くの方々の支援により、子どもたちが元気よくレースに臨みました。



四月からB&G主催で重ねて開催されたローラースキー講習会の成果を試す大会でもありました。このローラースキー大会も今

クロスカントリースキーのための夏のトレーニングとして発展してきたローラースキーも全国

各地で大会が開催されるほどになりました。中国地方では山口県の羅漢山大会や岡山県の西粟倉大会などがありますが、芸北の子どもたちはこれらの大会

でも毎年すばらしい成績を残しています。

その土台にはこの芸北ジュニアローラースキー大会や講習会が大きな支えになっていると思っています。

今年で第十二回となりました家庭と学校を結ぶ教育の集いを八月二十四日(日)に芸北町民文化ホールで芸北町PTA連合会、芸北町教育研究会、芸北町教育委員会の共催により開催しました。

保護者、教職員、地域の皆様方一五二人に参加していただきました。

高校生を代表して加計高校芸北分校の平石拓也君と近藤強君が芸北分校の取り組みや自分の意見をしっかりと発表してくれました。

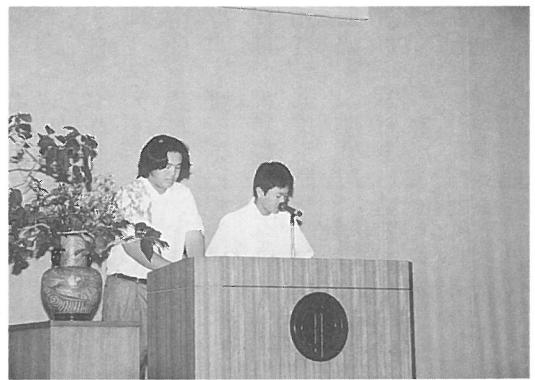
また、八ツ塚実先生(尾道短期大学講師)に「子どもが心を開く時・閉じる時」という演題で「いじめはなぜ起くるか」「いじめは人

年で第五回となりレースのレベルも向上してきています。冬のクロスカントリースキーのための夏のトレーニングとして発展してきたローラースキーも全国

各地で大会が開催されるほどになりました。中国地方では山

口も向上してきています。冬のクロスカントリースキーのための夏のトレーニングとして発展してきたローラースキーも全国

## 「家庭と学校を結ぶ教育の集い」開催しました



権侵害である」という内容の講演をしていただきました。その後、三つの分科会に別れ、「いじめ・不登校をなくそう」とともに歩む芸北分校」という

テーマを掲げ皆さんで討論をしていただき閉会に至りました。

芸北の子どもたちが元気にたくましく育つてくれるよう皆んなが一体となつて研修した半日でした。

テーマを掲げ皆さんで討論をしていただき閉会に至りました。

「高原まつり」から名称を変えた十月二十五日(土)から二十六日(日)にかけて開催される、「'97高原の風フェスタ」のテーマ募集に多くの方々から応募していただきました。

「高原まつり」から名称を変えた十月二十五日(土)から二十六日(日)にかけて開催される、「'97高原の風フェスタ」のテーマ募集に多くの方々から応募していただきました。

「高原まつり」から名称を変えた十月二十五日(土)から二十六日(日)にかけて開催される、「'97高原の風フェスタ」のテーマ募集に多くの方々から応募していただきました。

## 「'97高原の風フェスタ」のテーマが決定しました



今年で第十二回となりました家庭と学校を結ぶ教育の集いを八月二十四日(日)に芸北町民文化ホールで芸北町PTA連合会、芸北町教育研究会、芸北町教育委員会の共催により開催しました。

保護者、教職員、地域の皆様方一五二人に参加していただきました。

高校生を代表して加計高校芸北分校の平石拓也君と近藤強君が芸北分校の取り組みや自分の意見をしっかりと発表してくれました。

また、八ツ塚実先生(尾道短期大学講師)に「子どもが心を開く時・閉じる時」という演題で「いじめはなぜ起くるか」「いじめは人

川柳句集「機」より

川柳

指導 末田 宏

踏張つて見せる蛙に励まされ  
飛び出して見たが私は井の蛙  
風そよぐ夜半の障子に墨絵見る  
懸命に生きる模索の虹を追う

黄金波農家をホツとさせる時

多 恵  
美代喜  
シズエ  
千 草

志津香

夢に舞え  
「風」に舞え、秋里に舞え  
きみのおもいよ

夢に舞え

# 民生委員・児童委員だより

民生委員・児童委員協議会では、「社会福祉の増進に努める」という任務のもと、日常地域での相談活動をすすめ行政と住民とのパイプ役となり、きめ細かい地域福祉を推進しています。

## 活動日誌

6月

24日	学校訪問（芸北小・幼）	町村民生児童委員協議会
23日～24日	学校訪問（雄鹿原小）	幹部視察研修（益田市）
19日	一人暮らし老人との集い（文化ホール）	学校訪問（芸北タウン作業所への参さつきが丘保）
18日	学校訪問（八幡小・幼・さつきが丘保）	加（芸北タウン作業所）
16日	芸北タウン作業所への参	学校訪問（芸北タウン作業所）
13日	心配ごと相談所への参加（役場）	学校訪問（芸中・芸分）
9日	6月定例会（文化ホール）	ふれあい給食配布ボランティア（一人暮らし家庭）
5日	6月定例会（文化ホール）	ふれあい給食配布ボランティア（一人暮らし家庭）
3日	なかよしクラブ参加（文化ホール）	愛の呼びかけ運動（町内全域）
2日	（役場）	愛の呼びかけ運動（町内全域）
1日	（仙水園）	（仙水園）

7月

25日～27日	心配ごと相談所への参加（仙水園）
26日～27日	民生委員児童委員同和問題研修会（大阪市）
27日	青少年非行防止パレード（町内全域）
28日	郡部会研修会（加計町）
29日	老人福祉施設入所者見舞（県内各施設）

8月

20日	青少年スポーツ大会（運動公園）
21日	山県地区更生保護婦人会社会を明るくする運動（千代田町）
22日	老人福祉施設入所者見舞（町内全域）
23日	郡部会研修会（加計町）
24日	老人福祉施設入所者見舞（県内各施設）

## ・歯科保健センターです・

8月27日、文化ホールで行われたなかよしクラブにおじゃましました。昼食のあと、おやつと甘味料についておはなしし、虫歯になりにくいお菓子を試食しました。

歯科保健センターでは訪問歯科診療のほか、このような歯科保健指導・健康教室を行います。

〈お問い合わせは ☎ 5-0749〉

（芸北歯科診療所 8:45～12:00 13:30～17:30）



### 今 話題のキシリトールについて

キシリトールは、今年4月に厚生省より認可された甘味料です。

これまで虫歯になりにくい(歯垢を作らない)甘味料としては、パラチノースなどが知られていましたが、このキシリトールは、歯垢を作らないだけでなく、虫歯菌(ミュータンス菌)の数を減らしたり、歯についた歯垢を弱める働きもあります。

\*ガムやキャンディーなどキシリトール入りのものが発売されていますが、ノンシュガーといってもカロリーゼロではないのでご注意!



# ヘルシーキュッキング

今月の献立は、主食が麦ごはん、主菜が肉豆腐カレー風味、副菜がひじきとセロリの和風マリネ・卵とオクラのみそ汁、デザートはフローズンヨーグルトです。夏の暑いときは食欲がおちやすく、夏バテしやすくなります。こういう時は体の血や肉を作るたんぱく質の多いものを食べます。たんぱく質たっぷりの肉豆腐はいつもの肉豆腐に変化をつけてカレー風味にしました。香辛料をうまく使うのも食欲を出す一つの方法です。ひじきもつい煮付けにしがちですが、時には酢を使い、和風マリネにしてさっぱりいただきます。カルシウムや鉄の補給にとてもよい一品です。デザートはヨーグルトを固めてシャーベットにします。半分固まって、シャリシャリした状態のときがおいしいです。では、今月の献立、どうぞお試しください。



献立名	材 料 名	1人分分量	4人分分量	作 り 方
麦ごはん	米 V.B1強化麦	55g 15g	220g 60g	麦を1~2割混ぜ、少し水増してふつうに炊く。
肉豆腐 カレー風味	もめん豆腐 牛もも薄切り ねぎ 青菜 サラダ油 〔水 酒 煮 汁〕 みりん 砂糖 しょうゆ カレー粉	160g 70g 40g 50g 3g 30cc 10cc 13g 6g 22g 2g	640g 280g 160g 200g 大さじ1 120cc 大さじ3 〃 大さじ5 大さじ1強	①豆腐は水けをきっておき、半分に切ってから1cmの厚さに切る。 ②ねぎと青菜は4cmの長さに切る。 ③フライパンにサラダ油を熱して、牛肉をサッと炒めたら煮汁を加え、ひと煮立ちしたらアツをのぞいて豆腐を加えて2~3分煮る。 ④青菜を加えてひと煮立ちさせたらねぎを加えてサッと煮る。
ひじきと セロリの 和風マリネ	乾燥ひじき セロリ 〔しょうゆ 酢 砂糖 ごま油 青じそ トマト〕	1.5g 1/4本 9g 7.5g 1.5g 2g 3枚 30g	60g 1本 大さじ2 〃 小さじ2 〃 12枚 120g	①ひじきは水でもどしてよく洗い、食べやすい大きさに切り、沸騰湯でゆがく。 ②調味料をあわせて①をあえる。 ③セロリは筋を除いてななめ薄切りにし、②がさめたところに加えて混ぜ、冷蔵庫でよく冷やす。 ④鉢に盛り、せん切りにした青じそをのせ、くし形のトマトをそえる。
卵とオクラ のみそ汁	みそ だし汁 オクラ 卵	10g 150ml 10g 1/2個	40g 3カップ 40g 2個	①オクラはきれいに洗って小口切りにし、だし汁でオクラを煮る。 ②やわらかくなったらとき卵を流し、最後にみそを入れる。
フローズン ヨーグルト	ヨーグルト ジャム(好み)	50g 少々	200g 適	①ヨーグルトはなめらかになるまでよく混ぜる。(好みでジャムを入れる) ②容器に入れ冷凍庫で冷やし固める。

## ～9月の町税等の納付日～

- 固定資産税 第2期分
- 国民健康保険税 第6期分
- 国民年金保険税
- 水道使用料

9月30日が納期限です

口座振替の方も金額の確認お忘れなく

## 町の人口 (8月末日現在)

	総 数	3,318	前月比
男	1,628		(+1)
女	1,690		(+6)
世帯数	1,057		(+1)

面 積 253.79km<sup>2</sup>

編  
集  
後  
記

▽芸北町では二十八年前からお盆の時期に成人式を行っています。数年前からは町内外を問わず芸北中学校の卒業生には参加を呼びかけて、さらながら同窓会の盛り上がりで楽しんでいます。▽一人一言のスピーチでは、みんな自分の夢や抱負を語つてくれました。成人式十?年前の自分にとつて熱く語れる夢はどこにいつしまったのやら……。

## 広報げいほく

1997.10月号 No.363 平成9年9月20日



温泉スタンンドで  
わが家も温泉気分  
七月に湧きだした『芸北温泉ス

## ぐるっとやまがた

タンド』は、手軽に持ち帰ることができるラドン温泉です。

オーリ・ガーデン』施設もオーパンの予定です。

公園の近くから1kmほど入った所にあるこの温泉は、現在温泉

国道一八六号線、芸北町運動場にあります。温泉は、現在温泉



〈芸北町〉

スタンンドがあり、コインを入れるだけで誰でも持ち帰ることができます。平成十年十二月には、すぐそばにこの温泉を利用した『芸北



\* 利用料 一〇〇円 一〇〇円  
\* 利用時間 夜明け~日没  
\* 問い合わせ先 芸北町産業課  
□ ○八二六三一五一〇一二一